

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
毎週火曜日がとどける翌
日には、
当該の翌日)

鳥取県告示第六十九號

告

示

地方自治法（昭和11年法律第六十七号）第二百六十三条の二第一項の規定に基いて、財團法人都道府県会館から同条第一項に規定する相互救済事業に係る平成四年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年一月一日

鳥取県知事 西 駿 四 次

平成4年度財團法人都道府県会館災害共済事業経営状況

1 火災・自動車共済事業

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 共済基金分担金その他収入 | 4,300,351,223円 |
| (2) 災害共済金経費その他支出 | 2,287,094,934円 |
| (3) 次期繰越収支差額 | 2,013,256,289円 |
| (4) 正味財産 | 13,766,545,053円 |

2 水力発電用機械損害共済事業

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 共済基金分担金その他収入 | 964,558,330円 |
| (2) 災害共済金経費その他支出 | 211,039,188円 |
| (3) 次期繰越収支差額 | 753,519,142円 |
| (4) 正味財産 | 3,205,439,142円 |

◆公報掲載

遊技機の型式の検定（防犯少年器）

鳥取県告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第四項後段の規定による鳥取新都市土地区画整理事業（九工区）施行地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成6年2月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
町及び字の名称
若葉台南二丁目

同上の区域（平成五年十月二十日現在の地番による。）

若葉台南二丁目の全域
生山字長谷三八九の三、三九〇の一、三九〇の二、三九一、
三九二の一、五九三、五九四の二、五九四の五、五九四の
六、五九四の二八、五九四の二九、五九四の三一、五九四
の三四、五九四の三六、五九四の四五、五九四の四六及び
これらと一体をなす国有地
生山字塙覆平五八七の九から五八七の一ニまで、五八七
の二六、五八七の二九から五八七の三一まで、五八七
の三六、五八七の三八以外の区域

す国有地

生山字長谷

生山字長谷のうち三八九の三、三九〇の一、三九〇の二、
三九一、三九二の一、五九三、五九四の二、五九四の五、
五九四の六、五九四の二八、五九四の二九、五九四の三一、
五九四の三四、五九四の三六、五九四の四五、五九四の四
六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

生山字塙覆平

生山字塙覆平のうち五八七の九から五八七の一ニまで、五
八七の二六、五八七の二九から五八七の三一まで、五八七
の三六、五八七の三八以外の区域

鳥取県告示第七十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成6年2月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
米川医院	米子市西三柳八八〇一	平成六年一月一日
ミオ・ファティ	米子市車尾三一一一	"
ティ・クリニツク	境港市明治町一八九一	"
みお産婦人科	西伯郡名和町大字御来屋一四	"
木医院	三一	"
医療法人社団荒谷医院	米子市河崎五七五一	"
医療法人社団いえはら歯科	米子市米原四丁目三一三	"
医療法人社団知真会ナガタ歯科	米子市加茂町一丁目二二	"
鈴木歯科医院	米子市西福原一二二七一	"
歯科ノサカクリニック	岩美郡岩美町大字浦富一〇三	"
清水歯科医院	五一一	"
地原歯科医院	鳥取市栄町六二六	平成六年一月二十九日

十三年政令三百六十三号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

井 上 久 子	鳥国葉第八六五号	平成五年十二月二十日

鳥取県告示第七十三号

智頭町が行う土地改良事業に係る大内地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年二月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

鳥取県告示第七十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

三朝町が行う土地改良事業に係る成・吉原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成六年二月二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十五号

財団法人鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業に係る光好地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間
平成六年二月二日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年二月一日

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

鳥取県知事 西 尾 邑 次

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
北条町 原地改良事 業共同施	団体営同和対策事業大野地区区画整理 非補助事業原地区区画整理	昭和五十三年三月二十日 平成元年三月三十一日

鳥取県告示第七十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（九工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成六年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成六年二月一日から平成六年二月十五日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目一）、境港市役所（境港市上道町三〇〇〇）

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字坂之上一四六三の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

平成六年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

及び日吉津村役場（西伯郡日吉津村大字日吉津八七二一五）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成六年二月十五日までに知事に意見書を提出することができる。

平成六年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

市街化調整区域 変更する部分

一 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域

追加する部分

米子市吉岡字井手狭、両三柳字三右衛門道西北、字平八道西、字平八道東、字堀川尻北、字堀川尻及び字堀川、西福原字堀川尻、車尾字上河原、字内河原、字高黒、字古川、字土井、字スゲサ、字野正、字野正西、字八反田、字油免、字角江、字小深田、字柳掘、字源内佐、字繩道及び字放生会田並びに觀音寺字五反田、字岩崎、字三反田、字竹ノ下字樋ノ口、字久下、字免ヶ坪、字才ノ後、字修理田、字トイノ口下、字トイノ口、字外河原、字戸上、字戸上山、字流田、字前田下及び字外河原下

変更する部分

米子市蚊屋字上清水、字下龜田、字南龜田、字西出口南川添、字河原毛田、字砂際西、字砂際、字河原毛田、字折返し、字壱町田、字扇ヶ坪、字放生会田、字繩道、字小深田、字角江、字源内佐、字油免、字土井、字古川及び字内河原並びに觀音寺字五反田、字岩崎、字三反田、字久下、字才ノ後、字トイノ口下、字竹ノ下、字樋ノ口、字免ヶ坪、字修理田及び字トイノ口

字三軒屋中、浦津字下中河原、両三柳字三右衛門道西、字治右衛門道西及び字堀川中、西福原字堀川尻甲、字堀川尻乙、字堀川中及び字堀川御建際並びに車尾字扇ヶ坪、字壱町田、字砂際西、字砂際、字河原毛田及び字折返し

米子市蚊屋字上清水、熊党字高砂、浦津字下中河原、吉岡字熊党道上ノ一及び字井手狭、両三柳字三右衛門道西北、字三右衛門道西、字平八道西、字平八道東及び字堀川尻北、西福原字堀川尻甲及び字堀川尻乙、車尾字八反田、字野正西、字野正、字スゲサ、字高黒、字上河原及び字柳掘並びに觀音寺字外河原下、字外河原、字戸上、字戸上山、字流田及び字前田下

削除する部分

米子市蚊屋字強洞、字下龜田、字南龜田、字清水及び字西出口南川添、熊党字西南、吉岡字三軒屋中、両三柳字堀川尻、字堀川、字堀川中及び字治右衛門道西、西福原字堀川尻、字堀川中及び字堀川御建際、車尾字砂際西、字砂際、字河原毛田、字折返し、字壱町田、字扇ヶ坪、字放生会田、字繩道、字小深田、字角江、字源内佐、字油免、字土井、字古川及び字内河原並びに觀音寺字五反田、字岩崎、字三反田、字久下、字才ノ後、字トイノ口下、字竹ノ下、字樋ノ口、字免ヶ坪、字修理田及び字トイノ口

鳥取県告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、告示する。

当該都市計画の案は、平成六年二月一日から平成六年二月十五日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目一）、境港市役所（境港市上道町三〇〇〇）及び日吉津村役場（西伯郡日吉津村大字日吉津八七二一一五）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成六年二月十五日までに知事に意見書を提出することができる。

平成六年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

米子市車尾字上河原、字内河原、字高黒、字古川、字土井、字ス
ゲサ、字野正、字野正西、字八反田、字油免、字角江、字小深田、
字柳掘、字源内佐、字繩道及び字放生会田、觀音寺字五反田、字岩
崎、字三反田、字竹ノ下、字樋ノ口、字久下、字免ヶ坪、字才ノ後、
字修理田、字トイノ口下、字トイノ口、字外河原、字戸上、字戸上

山、字流田、字前田下及び字外河原下、西福原字堀川尻甲、字堀川尻乙及び字堀川尻並びに両三柳字堀川、字堀川尻、字堀川尻北、字平八道東、字平八道西及び字三右衛門道西北
変更する部分
米子市車尾字扇ヶ坪、字毫町田、字砂際西、字砂際、字河原毛田
及び字折返し並びに西福原字堀川中
住居地域
変更する部分
米子市蚊屋字上清水、字下龜田、字南龜田、字西出口南川添、字清水及び字強洞
近隣商業地域
追加する部分
米子市両三柳字三右衛門道西北、字平八道西、字堀川尻及び字堀川並びに西福原字堀川中、字堀川御建際、字堀川尻及び字堀川尻甲
変更する部分
米子市両三柳字三右衛門道西、字治右衛門道西及び字堀川中
準工業地域
追加する部分
米子市吉岡字井手狭
変更する部分
米子市熊党字高砂及び字西南、吉岡字熊党道上ノ一及び字三軒屋
中並びに浦津字下中河原

鳥取県告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成六年二月一日から平成六年二月十五日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目一）において公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の案については、平成六年二月十五日までに知事に意見書を提出することができる。

平成六年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・四・二十号車尾目久美町線、三・四・二十

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・二十号車尾目久美町線

変更する部分
米子市境港都市計画道路三・四・二十号車尾目久美町線及び三・四・二十一号末広町東町線及び三・四・二十二号塩町大工町線
西及び字油免

2 米子市車尾字柳掘、字高黒、字スゲサ、字土井、字野正、字野正

変更する部分

米子市東町及び大工町

3 三・四・二十二号塩町大工町線

追加する部分

米子市塩町及び大工町

鳥取県告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は平成六年二月一日から同年二月十五日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目一）において公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の案については、平成六年二月十五日までに知事に意見書を提出することができる。

平成六年二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地区画整理事業 観音寺土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

米子市觀音寺字才ノ後、字三反田、字トイノ口下、字久下、字岩崎、字五反田、字修理田、字外河原、字外河原下、字竹ノ下、字トイノ口、字埴ノ口及び字免ヶ坪並びに車尾字土井、字古川、字上河原、字内河原、字油免、字スゲサ、字高黒、字野正、字野正西及び字柳掘

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合してゐると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年二月一日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	キューティーバニー	マルホン工業株式会社
"	力士I	株式会社三共
アレンジボール遊技機	大爆笑2	太陽電子株式会社
回胴式遊技機	プレイガールV	株式会社オリエンピア